

## 互助組合の福祉事業を御利用ください！

互助組合では、組合員の皆様の生活をサポートするため、次のような福祉事業を実施しています。該当された場合は、各申請書等様式により当組合へ申請してください。

### 組合員本人や配偶者が出産されたときは 「育児サポート事業」

組合員又は組合員の配偶者が出産した際、御希望の方に、月刊育児誌『赤ちゃんと！』（1年間12冊）と「お医者さんにかかるまで」（初回1冊）を御自宅にお送りします。

扶養認定されていない配偶者も対象になります。

### 病気休暇、療養又は休職をとられたときは 「長期療養者見舞金」

傷病のため3か月以上病気休暇、療養又は休職を取得した場合に1万円を給付します。

※ 病気休暇等の期間中1回の給付で、1会計年度1回を限度とします。

### 被扶養配偶者が人間ドックを受診されたときは 「被扶養配偶者人間ドック助成」

令和7年度中に次の該当年齢に達する被扶養配偶者に、人間ドック健診費用（オプション検査等を除く健診費用が3万円を超えている場合）のうち、3万円を限度として助成します。

【該当年齢】

40歳、45歳、50歳、55歳、60歳

### 傷病等で補装具を装着されたときは 「義肢等製作費助成」

組合員が、傷病、事故等により必要になった補装具を装着したときの購入費用、又は修繕費用を1会計年度につき100,000円まで実費の範囲内で助成します。

【対象となる装具】

義手、義足、義眼、車いす、松葉杖、人工乳房

★各申請書等様式は、互助組合ホームページからダウンロードしてください (<https://www.gojo.or.jp>)。